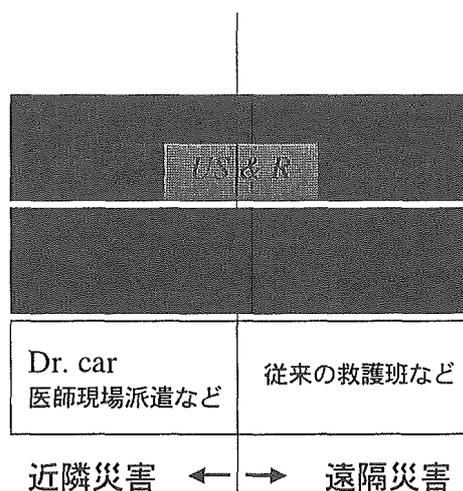


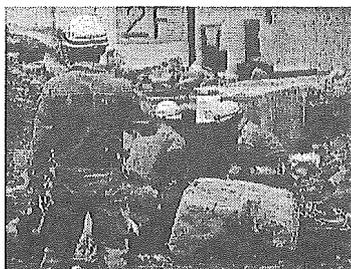
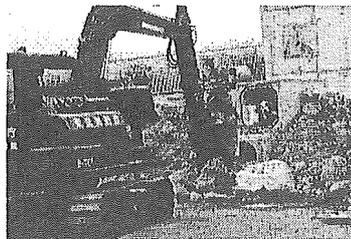
日本版DMAT



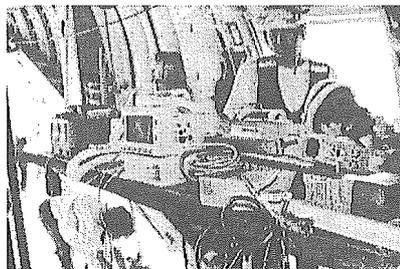
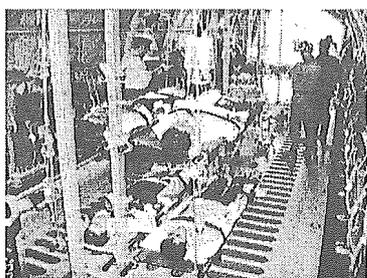
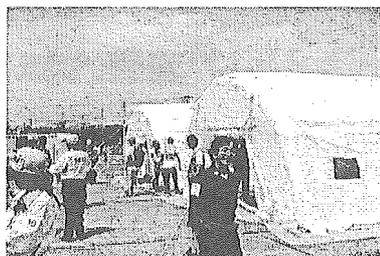
基礎的なDMATの任務

- 1, 被災地域内での医療情報の収集と伝達
- 2, 被災地域内でのトリアージ、応急治療、搬送
- 3, 被災地域内の医療機関、特に災害拠点病院の支援・強化
- 4, 広域搬送基地（ステージング・ケア・ユニット）における医療支援
- 5, 広域航空搬送におけるヘリコプターや固定翼機への搭乗医療チーム
- 6, 災害現場でのメディカルコントロールの発揮による他の医療従事者（救急救命士、看護婦等）の支援、活性化 など

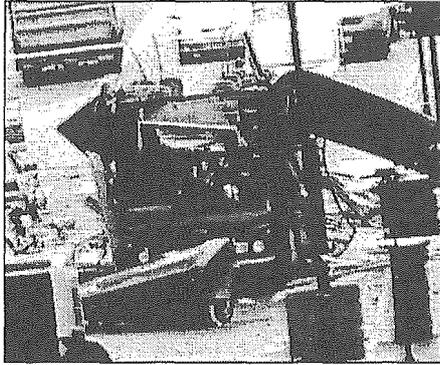
US&R：消防（緊急消防援助隊）との連携



緊急広域搬送



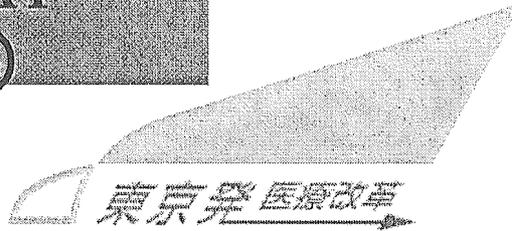
NBCテロ



英国同時多発テロ映像より

	緊急消防援助隊	緊急医療援助隊 (DMAT運用)
対象	消防本部	災害拠点病院等
命令権者	消防庁長官	?
法律	緊急消防援助隊要綱	?
出動基準・待機基準	震度・地域別に規定	?
災害補償	あり	?
受け入れ準備	あり(計画・地図・集結場所等)	?
交通手段	消防車両・ヘリコプター	?
命令系統	被災地の命令系統に入る	?

東京DMAT (2004.8-)



東京発医療改革について

都民の皆さんが、安心していきいきと豊かな生活を送ることができるよう、東京都は、総合的な保健医療施策に取り組んでいます。しかし、時代情勢の変化とともに、今日の医療には様々な問題が生じております。これを大きく整理すると、

1. 患者への情報提供の不足や医療機関の情報の不足などの透明性の不足
2. 救急医療体制が不十分、医療事故の発生などの信頼性の不足
3. 医療資源の偏在や高度化した病床規制などの効率性の不足

の3つの不足に整理されます。

これらの緊急の課題を克服するため、東京の医療の再構築として「365日24時間の安心」「患者中心の医療」を掲げ、取組を開始しました。

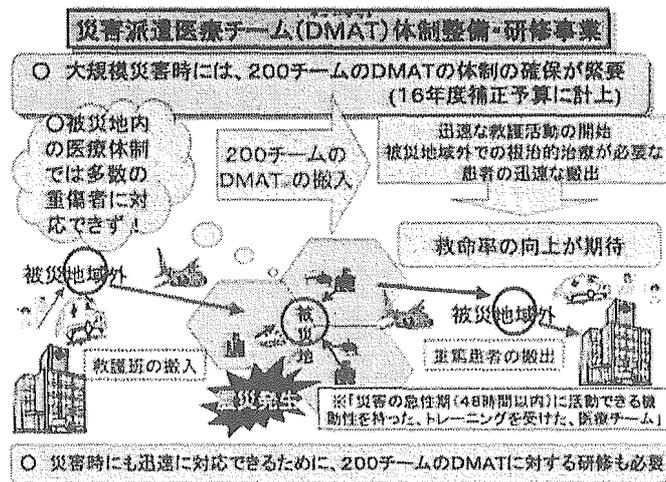
東京DMAT (2004.8-)



東京DMAT体制

- 東京都知事が出動を命令（実務的には東京消防庁司令センター）
- ポンプ隊一隊が連携隊として活動（交通、通信の確保）
- 消防の指揮下で活動
- 出動基準として多数傷病者事案、救出不能、列車・航空機事故、テロ災害など
- 東京都内のみならず応援協定に基づいた広域出動や緊急消防援助隊東京消防庁隊との連携を模索
- 2日のコアコースと1日の認定コースを経て認定

厚生労働省DMAT



※ 災害派遣を専門とする「独立行政法人国立病院機構災害医療センター」に研修を委託

（厚生労働省）

厚生労働省DMAT

- 全国200の指定施設（災害拠点、大学、日赤）
- 個人装備と資器材を予算化、研修の実施
- 国の危機管理（官邸緊急災害対策本部、緊急参集チーム）と連動して出動要請
- 中央防災会議の計画に連動（防災基本計画や東海地震、南関東、関東直下、南海・東南海大地震などの応急対応活動要領）
- 活動は主に航空搬送業務＋広域（遠隔）応援活動を想定

防災基本計画（平成17年7月改訂）

: <http://www.bousai.go.jp/>

- 国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。
- 国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとする。

東京DMATについて

東京都福祉保健局
医療政策部救急災害医療課

東京都の災害医療

東京都災害医療運営連絡会救急運営要綱

制定 昭和52年4月25日付52衛医対第67号
一部改正 平成15年3月24日付14衛医対第740号
一部改正 平成16年4月20日付16衛医対第27号
一部改正 平成16年7月27日付16衛医対第295号

(位置)

第1 災害時における適正な医療対策の確立と医療救護活動の円滑な運営を図るため、東京都災害医療運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 運営連絡会の所掌事務事項は、次のとおりとする。

- (1) 東京都の災害医療対策に関すること。
- (2) 災害時における医療救護活動の運営に関すること。
- (3) 災害時における関係各機関との情報連絡及び調整方法に関すること。
- (4) 傷病者等の搬送に関すること。
- (5) 医療品等の備蓄に関すること。
- (6) 災害拠点病院の指定に関すること。
- (7) 合同訓練に関すること。
- (8) その他会長が必要と認めること。

(構成)

第3 運営連絡会は、会長及び委員をもって構成し、会長は福祉保健局医療政策部長を充て、委員は次に掲げる機関の代表者をもって構成する。

社団法人東京都医師会	3人
社団法人東京都歯科医師会	1人
社団法人東京都薬剤師会	1人
陸上自衛隊第一師団司令部	2人
警視庁	1人
東京消防庁	1人
日本赤十字社東京都支部	1人
特別区保健衛生（主管）部	1人
市町村保健衛生（主管）部	1人
東京都災害拠点病院	2人
東京都総務局	1人
東京都病院経営本部	1人
東京都福祉保健局	4人

2 運営連絡会は必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

具体的な対策

- ・ 医療救護班の編成
- ・ 医療救護所等でのトリアージ
- ・ 災害拠点病院の整備
- ・ 医療資器材等の備蓄
- ・ 災害時の活動マニュアル等の整備

現代社会では

- ・ 大規模自然災害：東京直下の地震等
- ・ 大規模災害：列車・航空機事故等
- ・ テロ：爆発物、NBC等

東京DMAT構想

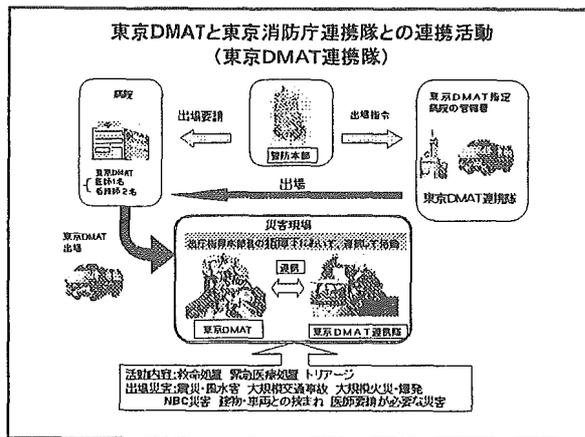
- ・ 救急・災害医療体制の新たな対策はないか
（東京発医療改革）
↓
- ・ 救急現場での救命医療（多数傷病者）の課題
- ・ 災害現場（医療救護所等より前）医療の課題
↓
- ・ 厚生科学研究（辺見先生）のDMATの標準化
↓
- ・ 東京都からの医療改革（新たな施策）
（平成16・17年度東京都重点施策）

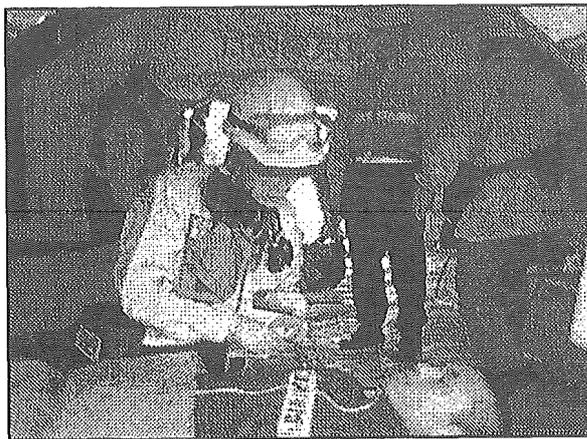
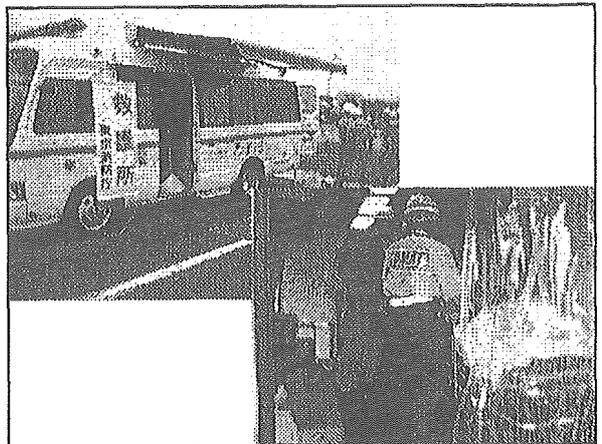
東京DMAT出動基準:対象事例

- 自然災害
地震・台風・集中豪雨・土石流・火山噴火など
- 大規模都市型災害
大規模交通災害(航空機・鉄道・高速道路など)
爆発・大規模火災
群集災害(花火、コンサート、スポーツイベントなど)
NBC災害(テロ、事故): 装備・対応要領等は近々検討予定
- Stand by

東京DMAT出動チーム構成

レベルⅡの構成に準拠し最低ラインとし
1チームの構成は
医師:1名・看護師等:2名(事務官:1名)
とする。

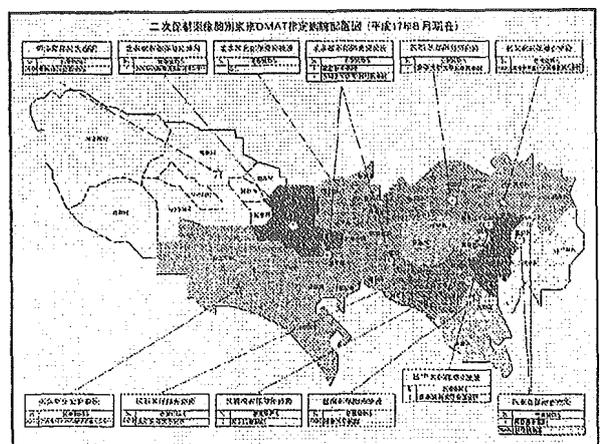




東京DMATの将来構想

- 東京DMAT拡充計画
- 東京DMATのレベルアップ
(レベル2⇒レベル1)
- 保健医療圏ごとに指定病院の整備
- 広域災害医療への対応
(全国知事会・八都県市協定など)
- NBC災害対応への体制整備
(国民保護計画)

- 東京DMAT拡充計画
- 保健医療圏ごとに指定病院の整備
- 平成16年度 7病院 隊員約90名
- ↓
- 平成17年度 13病院 隊員約250名
- 近々に指定予定



・ 広域災害医療への対応



本年4月の東京DMAT計画運営検討委員会で検討
広域災害対応について

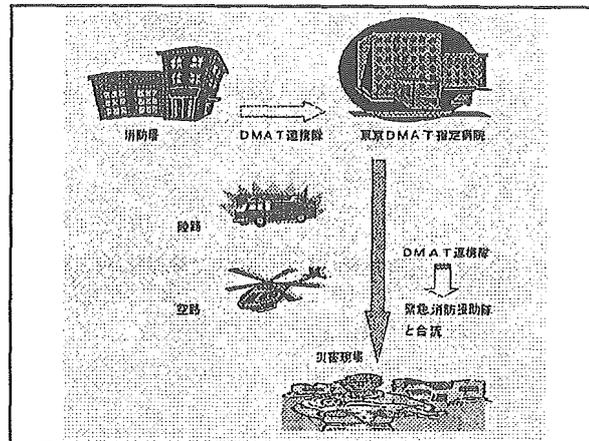
災害医療派遣チーム（東京DMAT）運営要綱等の改正（案）

◎ 東京DMATの位置付け

- 大規模災害の自然災害や大規模交通事故等の都市型災害の現場で長向処置隊を行う。
- 東京圏外に於いて大規模災害が発生した際、他道府県へ出陣する。

◎ 広域災害活動要綱

「災害医療派遣チーム（東京DMAT）運営要綱等」東京圏外の災害への出陣を基に、「災害医療派遣チーム（東京DMAT）」広域派遣活動要綱にて定める。



・ NBC災害対応への体制整備
(国民保護計画)



今後、東京DMAT計画運営検討委員会で検討

地方自治体からみた
DMATに係る課題提起

DMATについて

- ・ 東京DMAT、DMATとも生みの親は辺見先生のDMAT構想から
- ・ DMATは、平成15年8月29日「災害応急対策関係閣僚意見交換会」におけるわが国の南関東地域直下の地震に係る内閣総理大臣指示事項の具現化

東京DMAT計画運営検討委員会で検討



- ・ 東京DMATのBT研修プログラムをDMATのBT研修プログラムに標準化
- ・ 東京DMATは現場活動を目的とし、DMATは広域医療搬送を目的とすることから、DMATのRS研修はSCU中心に差別化

- ・ 厚生労働省からの平成17年2月1日付け通知「災害派遣医療チーム体制整備事業の実施について」



- ・ 「都道府県知事は、DMATの体制の確保に必要な医療機関として要請した、災害拠点病院、救命救急センター等にDMATの体制の確保に必要な災害派遣用医療機器等の整備を行い、整備を受けた医療機関にあっては、DMATの体制の確保を行うものとする。」

- 中央防災会議における防災基本計画の修正、平成17年7月26日発表

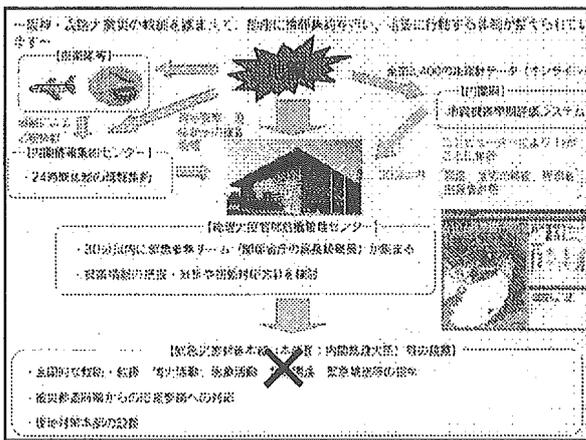


- ① 国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム(DMAT)に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。

- ② 国(厚生労働省、文部科学省)、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)を編成するとともに、必要に応じて公的医療機関・民間医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請するものとする。



平成17年8月16日、宮城県沖で発生した地震に際し、厚生労働省は、東北関係県からDMATの派遣要請を行うよう、関係県に要請した。



国	都道府県
<p>災害救助法第31条 厚生労働大臣は、都道府県知事が行う救助に付き、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを指示することができる。</p>	<p>都道府県知事は、災害発生時に、被災地の被災者に対する救助に必要と認めるときは、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを指示することができる。</p>
<p>災害救助法第32条 厚生労働大臣は、都道府県知事が行う救助に付き、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを指示することができる。</p>	<p>都道府県知事は、災害発生時に、被災地の被災者に対する救助に必要と認めるときは、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを指示することができる。</p>
<p>災害救助法第33条 厚生労働大臣は、都道府県知事が行う救助に付き、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを指示することができる。</p>	<p>都道府県知事は、災害発生時に、被災地の被災者に対する救助に必要と認めるときは、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを指示することができる。</p>

宮城県沖の地震に際してのDMAT派遣

- 派遣要請に係る法的根拠
 - 国は
 - 地方自治体は
- DMATに命じた活動の内容は
- DMAT隊員が出場途上又は現場で事故にあった場合の補償は
- DMAT隊員が被害を与えた場合の賠償責任は

DMAT研修を受講した東京DMAT隊員の扱い

- 現在、DMAT研修を受講した者が、都内に7医療機関47名存する。
- この者たちは、先日、東京DMATのRS研修を修了し、近々に隊員として登録する。
- この者たちは、DMATのRS研修で自衛隊の実機による研修を受けていないことから認定証・修了証が発行されていない。
- 他道府県の受講生も同様と考えるが、彼らもDMATとして派遣要請の対象となるのか。
- また、追加研修の予定があるのか。

常用	平成 年 月 日まで
	平成 年 月 日終了

16 警 警 第 294 号
平成 16 年 7 月 23 日

各 部 長 等 殿
消 防 署 長

警 防 部 長

東京DMATとの連携活動について（依命通達）

このことについて、当庁は災害現場活動等において東京DMAT（ディーマット）と連携した活動を実施するため、東京消防庁東京DMAT連携隊（以下「DMAT連携隊」という。）を下記のとおり運用することとしたので成果のあがるよう努められたい。

この旨命によって通達する。

記

第1 趣旨

東京都では、大規模災害等の災害現場において一人でも多くの負傷者を救うため、専門的なトレーニングを受けた医師や看護師が医療器材を携えて災害現場に急行し、その場で救命処置等を行う災害医療派遣チーム「東京DMAT」（Disaster Medical Assistance Team）を別紙のとおり創設することとした。

これに伴い、当庁は迅速かつ確実な人命救助の実施及び救助活動の効果を高めるため、DMAT連携隊を運用し、大規模災害等の災害現場において東京DMATと連携した活動を実施するものである。

第2 当庁部隊と東京DMATとの連携活動

1 災害現場での指揮等

- (1) 指揮本部長は、災害現場において効率的かつ効果的な人命救助を実施するため、東京DMATの災害現場における活動について指揮する。
- (2) 指揮本部長は、東京DMATの活動範囲を明確に指示し、活動を管理する。また、DMAT連携隊を通じ、東京DMATの安全管理を徹底する。

2 出場部隊との連携活動

出場部隊は、人命救助の活動効果を高めるため、活動を実施するに当たり東京DMATから医学的アドバイスを受ける等、東京DMATと連携した活動を実施する。

第3 DMAT連携隊

1 DMAT連携隊の指定隊

別表1のとおり

2 DMAT連携隊の構成

別表1で指定する指定隊の小隊長を含む3名以上の隊員をもって構成する。

3 隊の呼称

DMA T連携隊に署所名を冠称する。

例 渋谷DMA T連携隊

4 出場車両

(1) 通常運用

原則として査察広報車（車載無線機積載）で出場するものとする。ただし、査察広報車（車載無線機積載）による出場が困難な場合は、災害対応多目的車又はポンプ車で出場するものとする。

また、出張所の指定隊が出場する場合は、本署で査察広報車等に乗り換えて出場するものとする。

(2) 東京DMA Tが指定病院のドクターカーで出動する場合の運用

ポンプ車で出場する。

5 出場方法及び任務等

別記「東京消防庁東京DMA T連携隊活動要領」のとおり

6 部隊運用

警防本部の特命指令による。

7 東京DMA T指定病院の出動要請地域

別表2のとおり

8 出場時の服装

災害種別に応じた服装に、別に配置するDMA T連携隊用ベストを着用する。

第4 署隊本部

DMA T連携隊運用署の署隊本部は、査察広報車等の待機状況を常に把握しておくこと。

第5 運用開始日時

平成16年8月3日（火）9時00分

第6 その他

1 DMA T連携隊運用署の警防課長は、本依命通達に基づき、DMA T連携隊が東京DMA Tと円滑かつ効果的な連携活動ができるように教育を実施すること。

2 本依命通達に関する疑義にあつては、別記様式により平成16年7月29日（木）17時00分までに電子メールにより警防部長（警防課計画係経由）あてに回答すること。

別表1 DMA T連携隊の指定隊

東京DMA T指定病院	第1順位指定隊	第2順位指定隊	第3順位指定隊
都立広尾病院	渋谷第1小隊	富ヶ谷第1小隊	松濤第1小隊
日本医科大学附属病院	本郷第1小隊	根津第1小隊	駒込第1小隊
都立墨東病院	本所第1小隊	東駒形第1小隊	緑第1小隊
帝京大学医学部附属病院	板橋第1小隊	常盤台第1小隊	小茂根第1小隊
国立病院機構災害医療センター	立川第1小隊	砂川第1小隊	錦町第1小隊
杏林大学附属病院	三鷹第1小隊	下連雀第1小隊	大沢第1小隊
都立府中病院	府中第1小隊	栄町第1小隊	白糸台第1小隊

別表2 東京DMA T指定病院の出動要請地域

東京DMA T指定病院	担当地域
都立広尾病院	芝、赤坂、麻布、高輪、四谷、中野、第二消防方面及び第三消防方面内各消防署（成城を除く）
日本医科大学附属病院	丸の内、神田、日本橋、京橋、麹町、臨港、牛込、新宿、小石川、本郷、豊島、滝野川、第六消防方面内各消防署（西新井を除く）
都立墨東病院	第七消防方面内各消防署
帝京大学医学部附属病院	野方、池袋、王子、赤羽、西新井、第十消防方面内各消防署（石神井を除く）
国立病院機構災害医療センター	立川（立川市内に限る）、昭島、北多摩西部、八王子、日野、福生、青梅、秋川、奥多摩
杏林大学附属病院	成城、杉並、荻窪、武蔵野、三鷹、調布、狛江、西東京、石神井
都立府中病院	府中、小金井、国分寺、立川（国立市内に限る）、小平、東村山、清瀬、多摩、町田

備考 担当地域は、表中の各消防署の管轄区域である。

東京DMATの概要

1 東京DMATの概要

東京DMATとは、災害現場で救命措置等に対応できる機動性を備え、専門的なトレーニングを受けた医療チームのことで、Disaster Medical Assistance Teamの略である。米国や台湾ではすでにDMATが活動しているが、日本では東京都が全国に先駆け、救命救急センターを始めとする災害拠点病院の協力を得て創設するものである。

2 東京DMAT発足の経緯

東京都では、これまで大規模災害時の医療体制として、医療救護班の編成や負傷者を受け入れる災害拠点病院を整備してきたが、この体制では災害が発生した直後に災害現場へ早期に医療救護班を派遣できず、災害現場で直ちに医療活動を開始できないのが現状である。このため、災害現場において一人でも多くの負傷者を救うため、専門的なトレーニング（研修）を受けた医師や看護師等が医療器材を携えて災害現場に急行し、その場で救命処置等を行う災害医療派遣チーム「東京DMAT」を創設することとした。

3 東京DMATの構成

研修を受けた医師1名、看護師2名を基準とする。ただし、必要に応じて事務員1名を加えることができる。

4 東京DMAT指定病院

東京DMATの編成及び派遣について協力する病院を東京DMAT指定病院として東京都知事が指定する。平成16年度指定病院は次のとおり。

- (1) 都立広尾病院
- (2) 日本医科大学附属病院
- (3) 帝京大学医学部附属病院
- (4) 都立墨東病院
- (5) 国立病院機構災害医療センター
- (6) 杏林大学附属病院
- (7) 都立府中病院

(平成17年度に増設予定)

5 東京DMATの出動体制

東京消防庁の出動要請により、東京都知事からの要請として出動する。

6 東京DMATの出動基準

- (1) 重症者が2名以上又は中等症者が10名以上の負傷者が発生し、迅速に医療機関に搬送できない場合、若しくはその可能性がある場合
- (2) 東京DMATが出動し対応することが効果的であると東京消防庁が判断した場合

7 出動区域

東京都内

8 出動方法

東京DMA T指定病院のドクターカーで出動する場合を除き、通常の運用は東京消防庁東京DMA T連携隊の車両に同乗して出動する。

9 活動内容

東京消防庁の現場指揮本部長の指揮下において、以下の活動を実施する。

- (1) 救出困難時の緊急医療対応
- (2) 災害現場での救命処置
- (3) 負傷者のトリアージ

10 装備品

出動時は、東京都が整備する医療資器材を携行し、ユニフォームを着用する。

出典：東京DMA T運営要綱

東京DMA T計画運営検討委員会中間報告

東京消防庁東京DMAT連携隊活動要領

1 適用事象

本活動要領は、大規模災害等の災害現場において、東京消防庁東京DMAT連携隊（以下「DMAT連携隊」という。）が東京DMATと連携して活動を実施する場合において適用するものとする。

2 東京DMATの出動要請

(1) 出動要請

東京DMATの出動要請は、警防本部から災害発生地域を担当する東京DMAT指定病院に対し行うものとする。ただし、当該東京DMATが出動できない場合は、災害発生地域に近い他の東京DMAT指定病院に出動を要請するものとする。

(2) 東京DMATの出動可否の把握

警防本部は、東京DMAT指定病院から連絡される東京DMATの出動可否の状況を常に把握しておくものとする。

(3) 出動要請時の確認事項等

警防本部は、東京DMATへの出動要請時に次の事項を確認し、DMAT連携隊に伝達する。

ア 東京DMAT隊員の人数

イ 出動方法（ドクターカーによる出動か否か。）

3 東京DMATの出動要請基準

(1) 重症者が2名以上又は中等症者が10名以上の負傷者が発生し、迅速に医療機関に搬送できない場合、若しくはその可能性がある場合

(2) 東京DMATが出動し対応することが効果的であると警防本部が判断した場合

4 DMAT連携隊の出場指令

東京DMATが出動する場合、当該東京DMAT指定病院の指定隊に出場を指令する。

なお、DMAT連携隊の出場指令の例は、次のとおりとする。

(1) 通常運用

渋谷1特命出場（応援命令）、〇区〇町〇丁目〇番〇号救助活動現場、任務はDMAT連携隊、〇〇病院で東京DMATを同乗させて出場せよ。終わり。

(2) 東京DMATがドクターカーで出動する場合

渋谷1特命出場（応援命令）、〇区〇町〇丁目〇番〇号救助活動現場、任務はDMAT連携隊、東京DMATはドクターカーで出動する。DMAT連携隊は救助活動現場へ出場せよ。終わり。

(3) 出張所の指定隊が本署で査察広報車に乗り換えて出場する場合

富ヶ谷1特命出場（応援命令）、〇区〇町〇丁目〇番〇号救助活動現場、任務はDMAT連携隊、渋谷本署で査察広報車に乗り換え、〇〇病院で東京DMATを同乗させて出場

せよ。終わり。

5 DMA T連携隊の出場

(1) 通常運用の場合のDMA T連携隊の出場から引揚げは、次のとおりとする。

1	東京DMA Tへの 出動要請	指揮本部長の要請又は東京DMA Tの出動要請基準に該当すると警防本部が判断した場合、警防本部から災害発生地域を担当する東京DMA T指定病院に東京DMA Tの出動を要請する。警防本部は、東京都に東京DMA Tを出動要請した旨を連絡する。
2	DMA T連携隊への 出場指令	警防本部は、DMA T連携隊へ出場を指令する。
3	DMA T連携隊の 出場	DMA T連携隊は、東京DMA T指定病院に出場する。出場は、原則として査察広報車とし、緊急走行とする（出張所の指定隊の場合、本署で査察広報車に乗り換えて出場する。）。
	（東京DMA T指定 病院に到着）	DMA T連携隊は、東京DMA T指定病院で東京DMA T隊員及び資器材を車両に乗せ、災害現場に出場する。
4	災害現場に到着	DMA T連携隊は、指揮本部長の指揮下で東京DMA Tと連携して活動する。
5	引 揚 げ	DMA T連携隊及び東京DMA Tは、指揮本部長の命令により現場を引揚げる。DMA T連携隊は、東京DMA T指定病院を經由し東京DMA T隊員及び資器材を降ろした後、帰署する。

(2) 東京DMA Tがドクターカーで出動する場合のDMA T連携隊の出場から引揚げは、次のとおりとする。

1	東京DMA Tへの 出動要請	指揮本部長の要請又は東京DMA Tの出動要請基準に該当すると警防本部が判断した場合、警防本部から災害発生地域を担当する東京DMA T指定病院に出動を要請する。警防本部は、東京都に東京DMA Tを出動要請した旨を連絡する。
2	DMA T連携隊への 出場指令	警防本部は、DMA T連携隊へ出場を指令する（東京DMA Tがドクターカーで出動する旨を伝達する。）。
3	DMA T連携隊の 出場	DMA T連携隊は、災害現場に出場する。出場はポンプ車とし、緊急走行とする。
4	災害現場に到着	DMA T連携隊は、災害現場において東京DMA Tと合流し、指揮本部長の指揮下で東京DMA Tと連携して活動する。
5	引 揚 げ	DMA T連携隊及び東京DMA Tは、指揮本部長の命令により現場を引揚げる。東京DMA Tがドクターカーで傷者を病院搬送する場合、指揮本部長は、東京DMA TにDMA T連携隊の連携活動の可否を確認し、DMA T連携隊に引揚げを命令する。

(3) 携行資器材

ア 携帯無線機（150MHz、400MHz）

イ 感染防止資器材（感染防止衣、マスク、ゴーグル、ゴム手袋等）

ウ 毒劇物防護衣、空気呼吸器（危険排除の場合）

エ その他必要な資器材

(4) 連絡手段の確保

警防本部とDMAT連携隊間の連絡手段は、原則として車載無線機により確保する。ただし、車載無線機を積載していない車両で出場する場合は、携帯無線機等により確保する。

(5) 東京DMAT指定病院に到着時の措置

ア 東京DMATの隊員数、氏名等を確認する。

イ 東京DMATに到着時まで把握している災害の情報を提供する。

(6) 出場途上の措置

出場途上は災害の状況把握に努め、東京DMATに情報を提供する。

6 現場活動

(1) 指揮本部長への報告等

DMAT連携隊は、現場到着時、指揮本部長に東京DMAT及びDMAT連携隊の到着を報告し、災害状況等を情報収集して東京DMATに伝達する。

(2) DMAT連携隊の任務

DMAT連携隊は、東京DMATが円滑に活動を実施できるように、次の活動を行う。

ア 東京DMATへ指揮本部長の下命事項の伝達

イ 指揮本部長への東京DMATの活動状況報告

ウ 指揮本部長及び活動隊への東京DMATからの医学的アドバイスの伝達

エ 東京DMATの活動支援

オ 東京DMATの安全管理

カ 救護者の搬送及び資器材搬送

キ その他指揮本部長の特命事項

7 警防本部への報告

DMAT連携隊は、警防本部に対し次の(1)から(3)について報告を実施する。

なお、車載無線機を積載していない車両で出場した場合は、有線電話又は携帯無線機等により報告する。

(1) 出場報告（出場隊名、出場車両及び東京DMAT指定病院を付加する）

(2) 病発報告（東京DMAT隊員数及び到着までの所要時間を付加する）

(3) 現着報告

8 現場引揚げ

(1) 指揮本部長は、東京DMATの活動の必要がなくなった場合、東京DMAT及びDMAT連携隊の引揚げを命令する。

(2) 指揮本部長は、東京DMATが救急車に同乗し、又はドクターカーで傷者を病院搬送する場合、東京DMATにDMAT連携隊の活動の要否を確認し、活動の必要がない場合はDMAT連携隊の引揚げを命令する。

(3) (1)の場合、DMAT連携隊は東京DMAT指定病院で東京DMAT隊員及び資器材を降ろした後、帰署する。